



みんなで つくろう 安心の街 岐阜北地域安全ニュース

回 覧

平成30年11月号
岐阜北地区防犯協会連合会
TEL 295-9475

これは架空請求の詐欺ハガキです！

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)286 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け回っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年9月5日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

- ① ハガキの連絡先に電話すると→二セ弁護士
の連絡先を告げられ、電話をすると、
訴訟の相手側に連絡するように言われる。
- ② 相手に連絡すると、裁判の取り下げ費用
の話をされる。
- ③ 二セ弁護士に相談すると
 - ・裁判の取り消し手続きが済めば、お金
は戻ってくるなどと言われ、支払うよ
うに指示される。
 - ・支払い方法は、コンビニでの決済払い
や電子マネーによる支払いを要求され
ます。

こんなハガキは無視！

自転車の盗難防止はロックから

平成30年8月末における自転車盗の被害件数は、137件
(前年同期比+23件)と増加しています。



被害にあわないために

- ★ 短時間でも自転車を離れる時は、必ずカギをかける
- ★ 駐輪する際の施錠は、ツーロックを徹底する
- ★ 自転車の防犯登録をしましょう

子ども・若者育成支援強調月間

実施機関 平成30年11月1日(木)から11月30日(金)まで

毎月第3日曜日は、家庭の日です。
子供とのコミュニケーションを大切にする
「ノーネットデー」に取り組んでみましょう。

「なくそう非行 地域で育む青少年」
「青少年 地域で守ろう 育てよう」

☆ 毎月20日は地域安全の日

狩猟解禁のお知らせ

狩猟期間は11月15日から2月15日までですが、岐阜県では、イノシシ及びニホンジカの狩猟については、以下のとおり狩猟期間が条件付きで延長されています！

【11月1日～11月14日】・・わな猟のみ可能
(※わな猟のとめさしのみ銃器使用可)

【2月16日～ 3月15日】・・わな猟及び銃猟が可能

※「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けたものに限られます。

※とめさしとは、網やわなにかかった鳥獣を安全確実に捕らえるため、銃器等でとどめを刺すことです。



犯罪被害者週間 11月25日～12月1日

～ ひとりで悩まず、下記の相談窓口へ相談して下さい ～

名称	警察の相談窓口 相談電話番号	相談の内容
犯罪被害者相談室	0120-870-783 携帯の方は 058-277-3783	犯罪の被害に関する相談 平日9:30～17:15
性犯罪被害者相談電話	#8103 (ハートさん) 繋がらない場合は 058-273-6502	性犯罪の被害に関する相談 24時間 (時間外は当直対応)
少年サポートセンター	0120-783-800	犯罪の被害にあわれた少年に 関する相談
ストーカー相談110番	0120-794-310	ストーカー被害に関する相談 平日9:00～16:00
警察安全相談室	#9110又は 058-272-9110	犯罪の未然防止や安全に係る 警察への相談全般

「ながら」見守りのお願い



子どもたちの安全(命)を守るため、子どもの姿を見かけたら

- ・犬の散歩やジョギングをしながら
- ・庭の掃除や、花の手入れをしながら

おはよう こんにちは おかえりなさい

などと声を掛ける「ながら見守り」活動をお願いします

二セ電話詐欺被害を呼びかけ！

年金支給日の10月15日、十六銀行長良支店において、岐阜北警察署員、十六銀行職員が北署のキャラクター「ワルサギくん」、十六銀行キャラクター「たまるンバブラザーズ」とともに、来店されたお年寄りなどに対して、二セ電話詐欺防止のチラシと「騙されまい」と「騙され米」をかけて新米を配布して、被害防止を呼びかけました。

